

事 務 連 絡
 令和 8 年（2026 年）5 月 27 日

保護者の皆様

箕面市教育委員会

箕面市立小・中学校における災害時の対応について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃は学校教育各般にわたり、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、小・中学校における災害時の対応につきまして、令和 8 年 5 月 29 日（金）から新たな防災気象情報の運用に伴い、下記のとおり「休校の基準となる警報等の種類」の一部を変更しますのでお知らせいたします。

記

変更点のポイント

○全小・中学校において、休校や時程の変更の「基準となる警報等」の種類が変更されていますので、ご注意ください。

（1）休校や時程の変更の「基準となる警報等」の種類 ※赤字が変更箇所

対象となる学校	基準となる警報等の種類
〈1〉とどろみの森学園	① 特別警報 ② 暴風警報 ③ <u>レベル4 大雨危険警報、レベル3 大雨警報</u> ④ 暴風雪警報 ⑤ <u>レベル4 土砂災害危険警報、レベル3 土砂災害警報</u>
〈2〉とどろみの森学園を除く 小学校及び中学校が対象	① 特別警報 ② 暴風警報 ③ <u>レベル4 大雨危険警報、レベル3 大雨警報</u> ④ 暴風雪警報
〈3〉市の避難情報を発令している地域を含む中学校区内にある小学校及び中学校が対象	・市の避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」）

※ただし、以下の場合の休校判断は、教育委員会が行います。

＊上記〈1〉及び〈2〉の警報発表前に、市の避難情報が発令された場合

＊上記〈1〉及び〈2〉の警報解除後も、市の避難情報が解除されない場合

(2) 休校や時程の変更等の「基準となる時間」 ※変更はありません

状況・発令(解除)のタイミング	対応内容
◆午前7時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合	自宅待機
◆午前7時から午前9時までに、「基準となる警報等」が解除された場合	その時点で登校
◆午前9時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合	休校

※上記いずれの場合においても、校区内に市の避難情報のみが発令されている場合の休校判断については、市教育委員会が行いますので、学校の指示に従ってください。

なお、午前7時の時点で「基準となる警報等」が発令されている場合は、学校からトモリンクスや一斉配信メール等により、自宅待機、登校及び休校を保護者の皆様へお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

箕面市教育委員会事務局
学校教育部 学校企画管理課
TEL：072-724-6973 FAX：072-724-6010
Mail：edukanri@maple.city.minoh.lg.jp